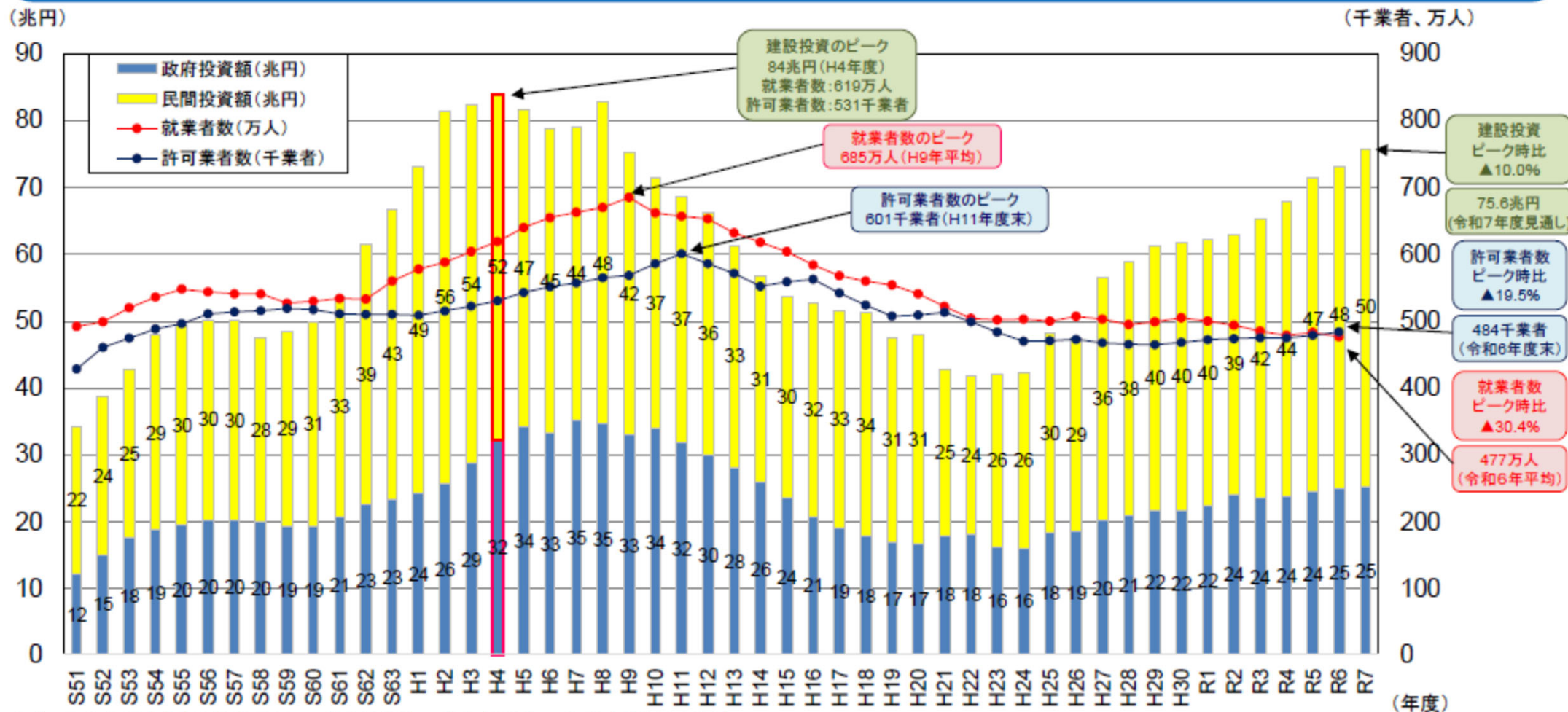


建設業の現状及び 公共事業労務費調査の概要について

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和7年度は約76兆円となる見通し（ピーク時から約10%減）。
- 建設業者数（令和6年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和6年平均）は477万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和4年度(2022年度)まで実績、令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)は見込み、令和7年度(2025年度)は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

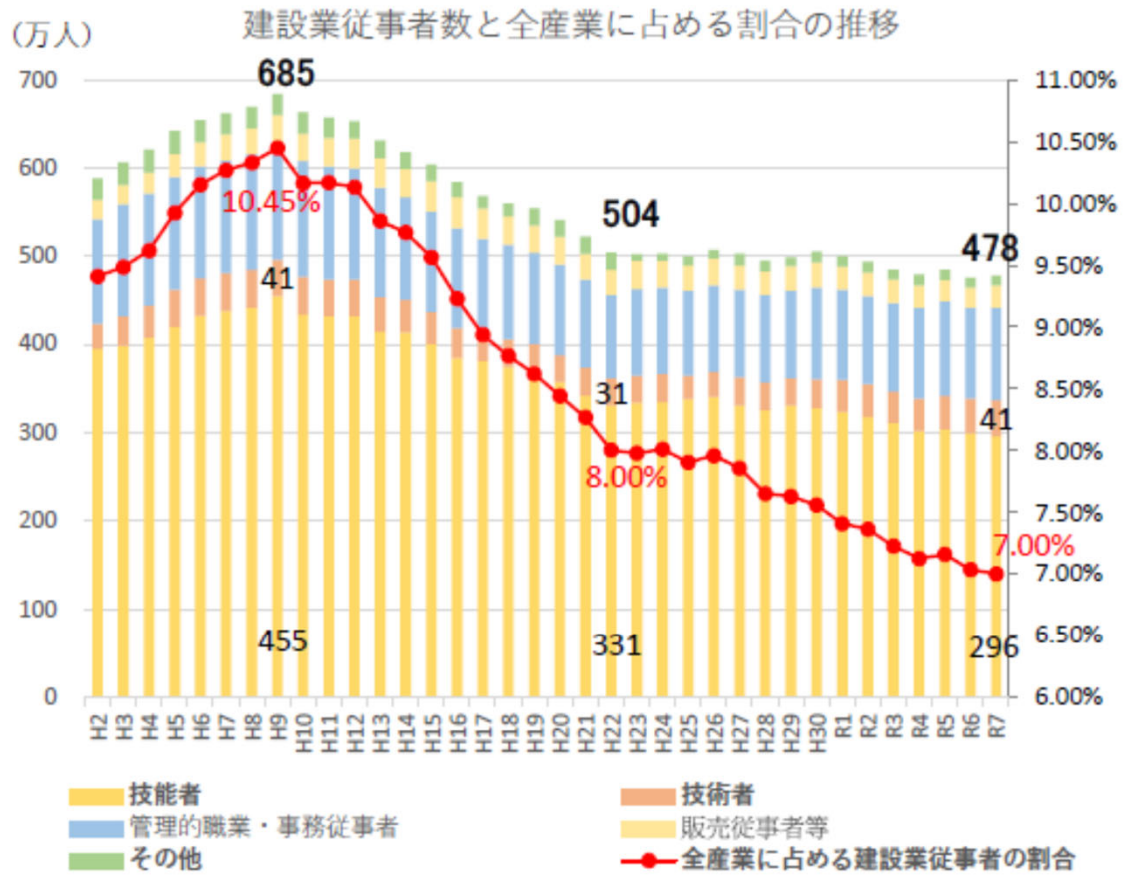
技能者等の推移

<就業者数ピーク> <建設投資ボトム> <最新>

○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)

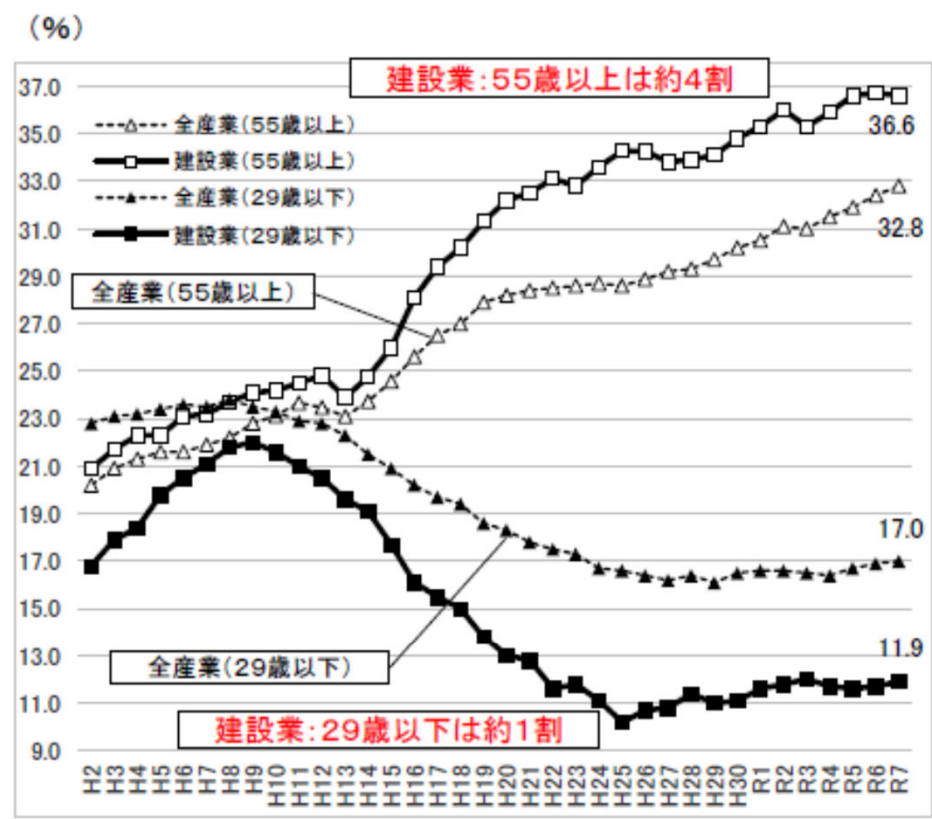
○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)

○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)



建設業就業者の高齢化の進行

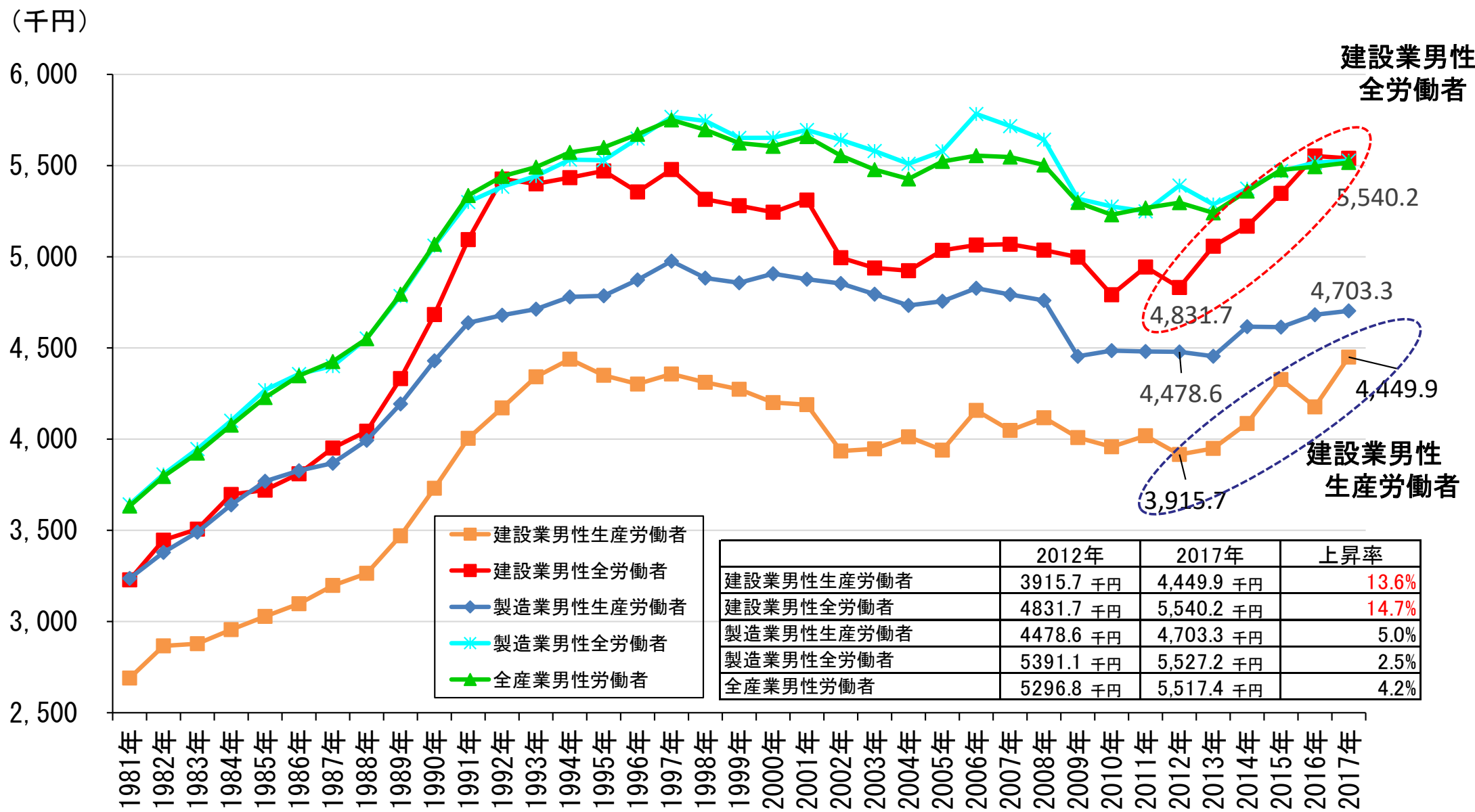
○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移

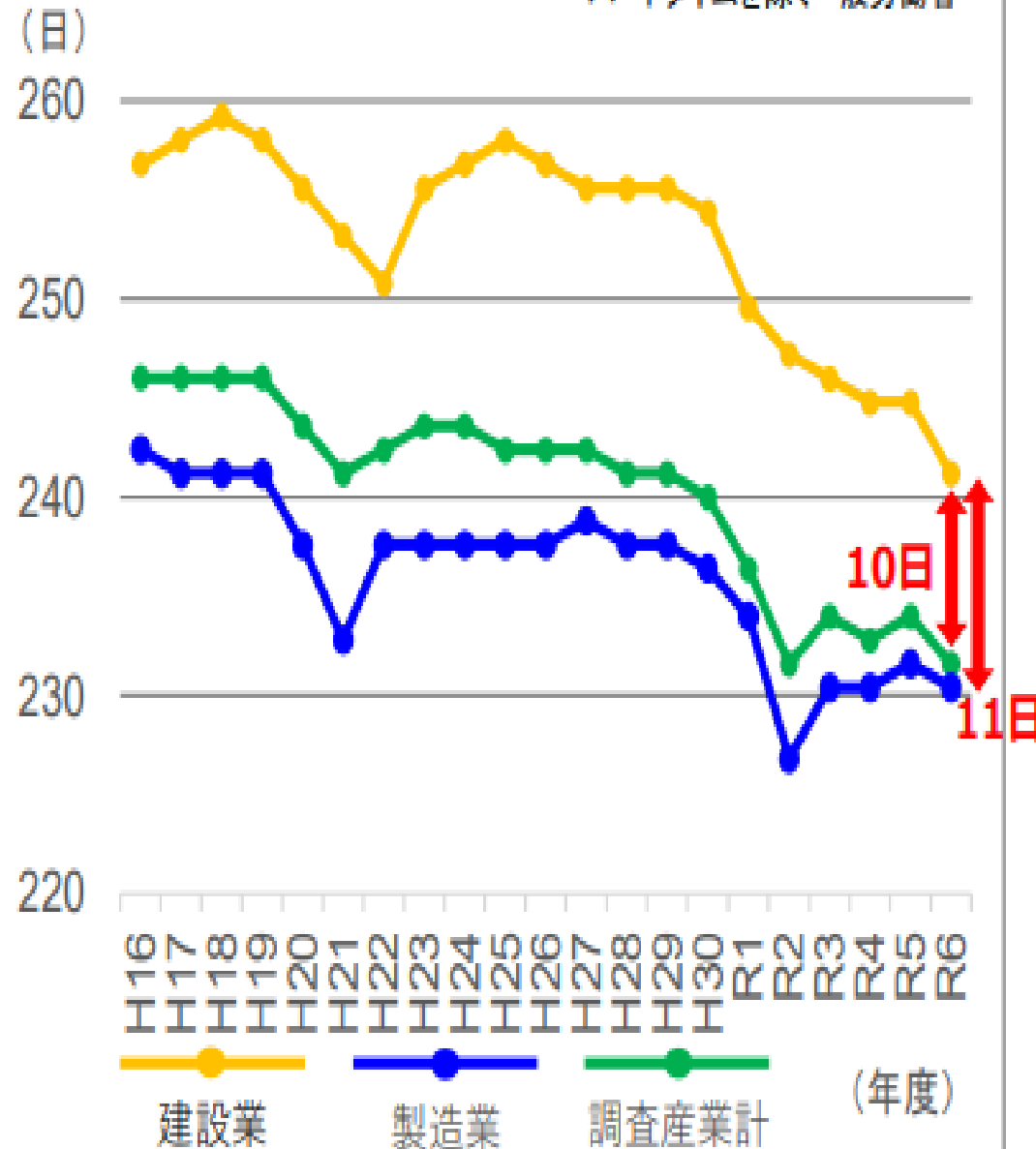


参考：
(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

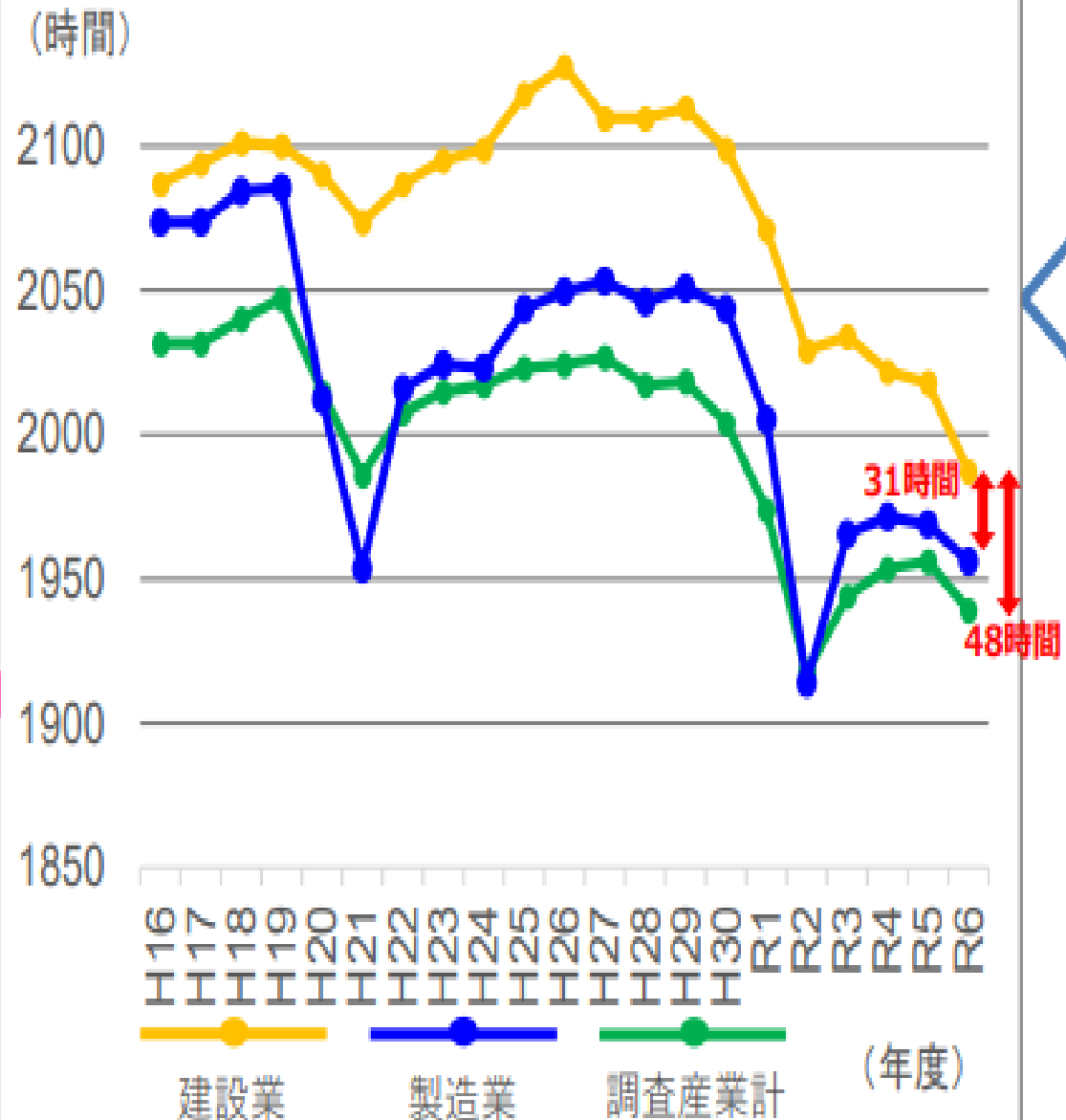
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



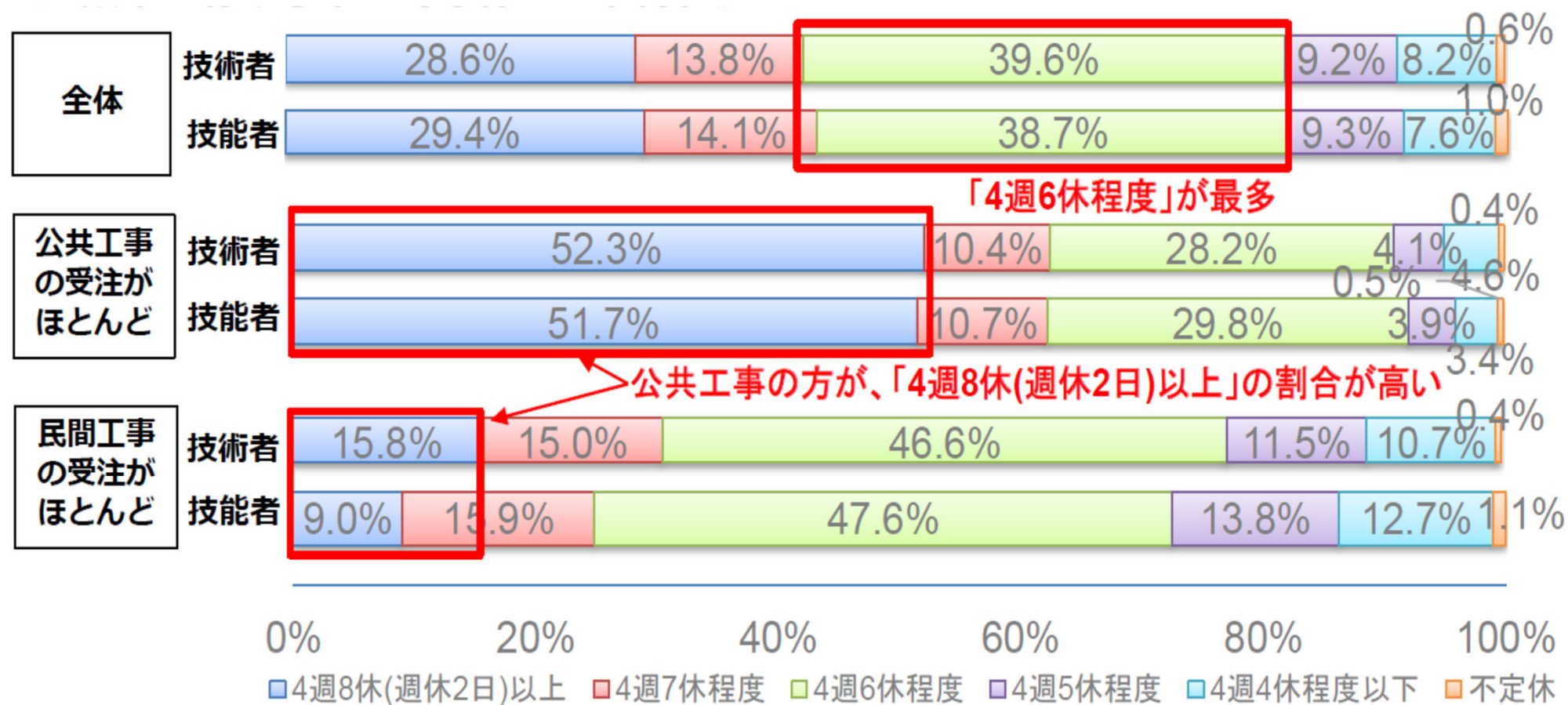
産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業における技術者の休日の状況

○技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保できていない場合が多い。



出典:国土交通省「令和6年度適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

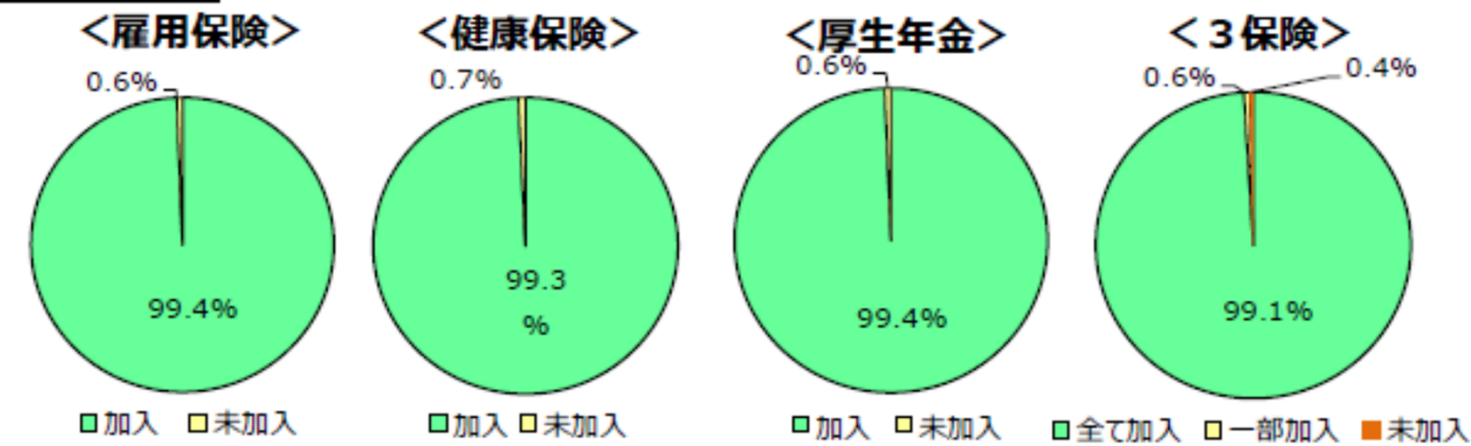
社会保険加入状況調査結果について

○ 公共事業労務費調査（令和7年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、

- ・ 企業単位の加入率は、雇用保険、健康保険、厚生年金保険ともに99%※ となっています。
- ・ 労働者単位の加入率は、雇用保険、健康保険では97%※ 、厚生年金保険では96%※ となっています。

※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値

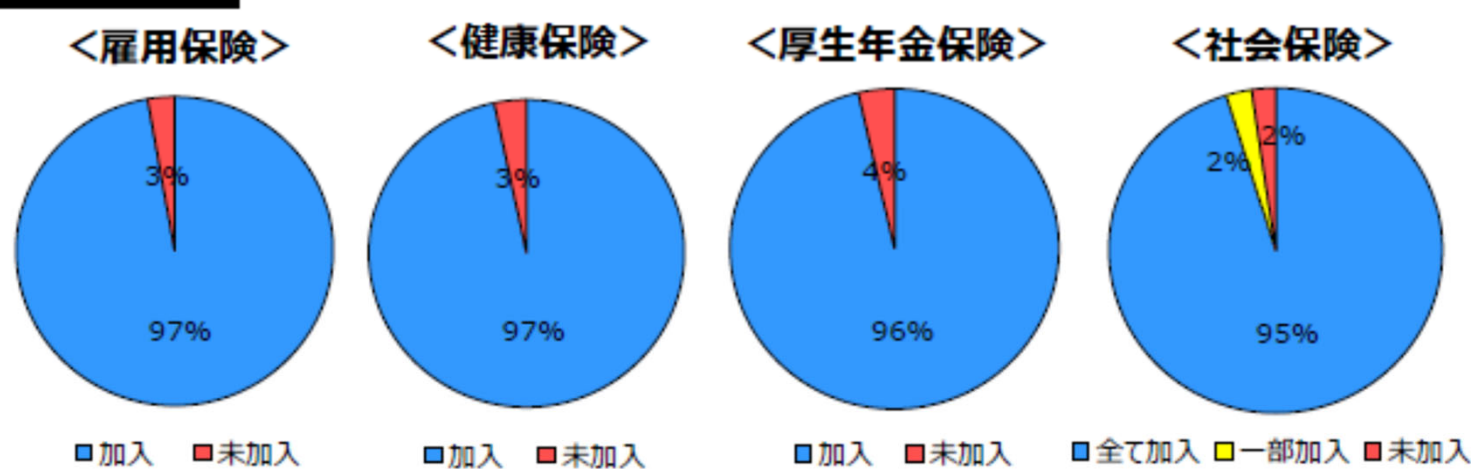
企業単位



企業単位・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%
R04.10	100%	100%	100%	100%
R05.10	100%	99%	100%	99%
R06.10	99%	99%	99%	99%
R07.10	99%	99%	99%	99%

労働者単位



労働者単位・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%
H30.10	93%	90%	88%	87%
R01.10	94%	92%	89%	88%
R02.10	95%	92%	89%	88%
R03.10	95%	93%	89%	88%
R04.10	94%	94%	95%	91%
R05.10	95%	95%	95%	92%
R06.10	97%	96%	96%	95%
R07.10	97%	97%	96%	95%

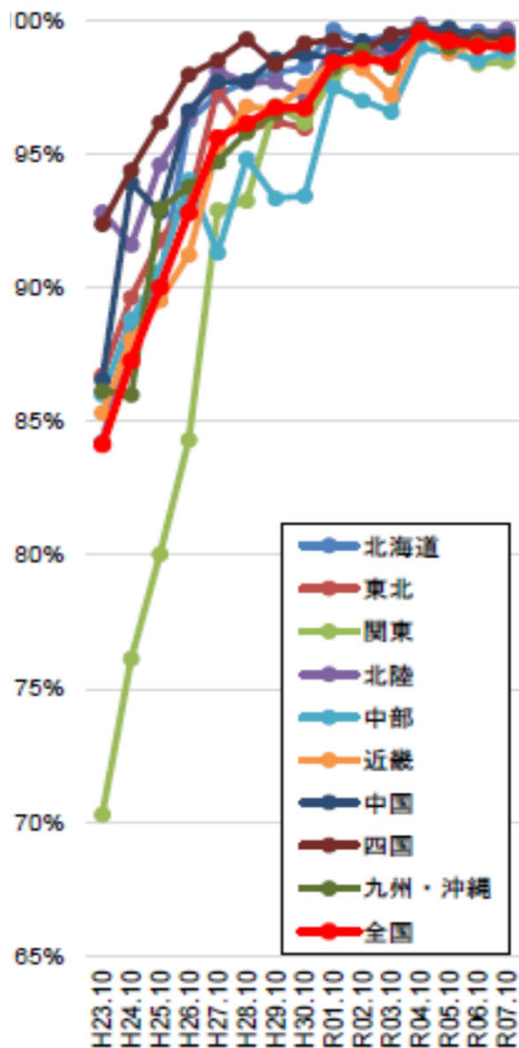
※ 数値は小数点第一位を四捨五入した値
※ 令和3年10月調査以前は関係法令上、社会保険の加入義務がないケースも含まれていたが、令和4年10月調査以降それらのケースを除き、加入率を算出している。

社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

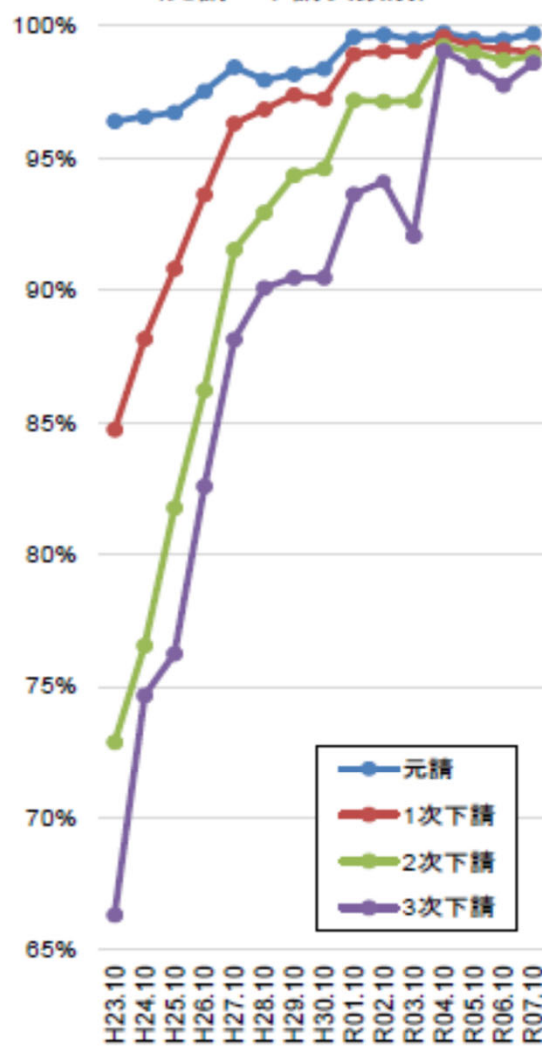
○ 公共事業労働費調査(平成23年10月調査～令和7年10月調査)における3保険加入状況をみると、**企業単位では100%近くで推移し、労働者単位では上昇傾向にある。**

企業単位

3保険加入割合(地方別)

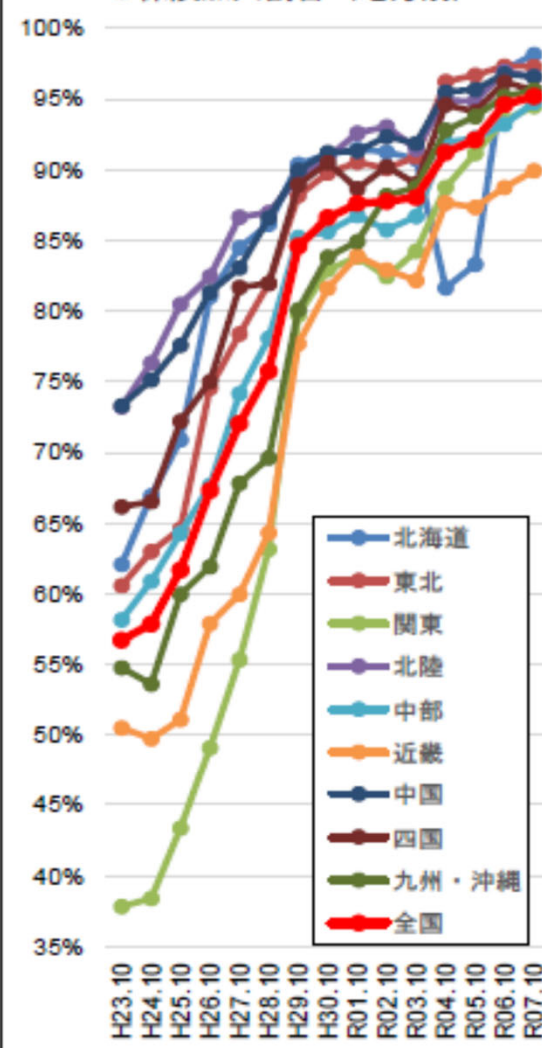


3保険加入率
(元請・下請次数別)

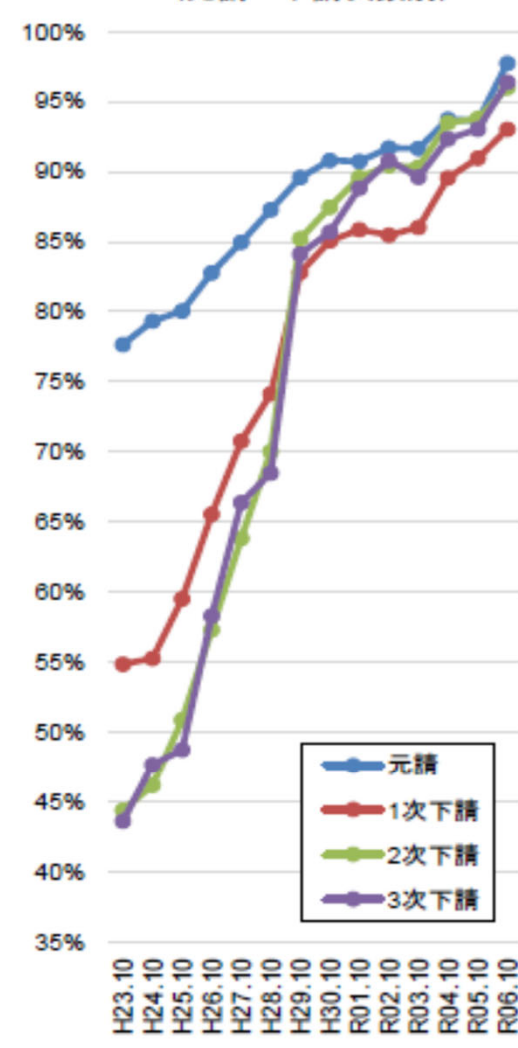


労働者単位

3保険加入割合(地方別)



3保険加入割合
(元請・下請次数別)



※ 令和3年10月調査以前は関係法令上、社会保険の加入義務がないケースも含まれていたが、令和4年10月調査以降それらのケースを除き、加入率を算出している

令和8年3月1日から適用する公共工事設計労務単価について

令和8年3月1日から新しい公共工事設計労務単価を適用する。

単価変動について					
	全職種平均	全 国	令和7年3月比;	+4. 5%	(平成24年度比; +94. 1%)
		近 畿	令和7年3月比;	+3. 1%	(平成24年度比; +82. 0%)
	主要12職種平均	全 国	令和7年3月比;	+4. 2%	(平成24年度比; +93. 4%)
		近 畿	令和7年3月比;	+2. 9%	(平成24年度比; +82. 1%)

(主要12職種)

職種	全国		近畿		職種	全国		近畿	
	平均値	令和7年度比	平均値	令和7年度比		平均値	令和7年度比	平均値	令和7年度比
特殊作業員	28,111円	+4. 3%	26,711円	+1. 3%	運転手 (一般)	25,275円	+2. 9%	24,357円	+1. 5%
普通作業員	23,605円	+3. 0%	23,671円	+2. 5%	型枠工	31,671円	+5. 0%	31,957円	+6. 0%
軽作業員	18,605円	+2. 9%	16,971円	+1. 5%	大工	30,331円	+3. 1%	29,229円	+7. 9%
とび工	30,780円	+4. 0%	28,314円	+0. 9%	左官	30,508円	+4. 1%	28,714円	+2. 3%
鉄筋工	31,267円	+4. 6%	28,471円	+0. 9%	交通誘導 警備員A	18,911円	+5. 8%	18,557円	+5. 0%
運転手 (特殊)	29,442円	+4. 8%	26,643円	+2. 2%	交通誘導 警備員B	16,749円	+6. 7%	15,757円	+6. 1%

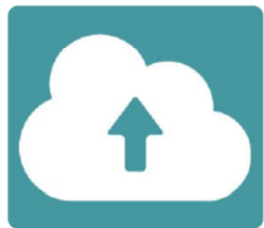
注)金額及び伸率は単純平均値で算出

公共事業労務費調査の概要

公共事業労務費調査(書面調査の場合)の概要

- 国交省及び農水省(二省)の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査(昭和45年より実施)。
- 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事(約10,000工事)を無作為抽出(技能労働者数:約11万人)。
- 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金について、積算で用いる51の職種区分に分類し、都道府県別に把握。(企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象)
- 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入し、調査票と確認資料のコピーを送付(9月~10月)。
- 調査員が賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、疑義や修正事項がある場合は、電話で聞き取りを行い、厳密に賃金の実態を把握。

オンライン調査



- ①調査対象企業が
必要資料をクラウド上にアップロード。
- ②調査員がクラウド上で審査を実施。

書面調査



- ①調査対象企業が
調査会場に必要資料を郵送。
- ②調査員が郵送資料の審査を実施。

対面調査

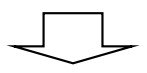


- ①調査対象企業が
必要資料を持参の上、調査会場に直接来場。
- ②調査員が面接形式で審査を実施。

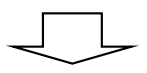
公共事業労務費調査スケジュール・調査注意事項

公共事業労務費調査スケジュール

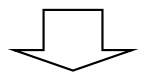
調査対象業者への通知
(9月)



説明会の実施(10月)



受注者及び下請会社において調査票の記入
(10月)



調査票の審査(11月)



公共工事設計労務単価
の決定・公表(1月～3月)

○対象工事の受注者に通知
・監督職員から受注者(元請け)に労務費調査対象になった旨と調査方式(書面・オンライン)を通知

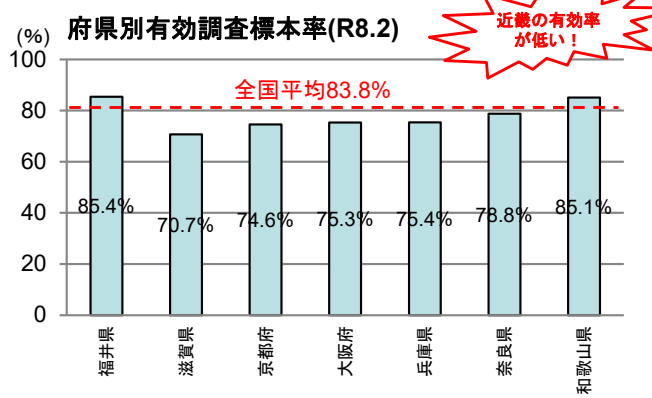
○各府県毎に、調査対象者向け説明会の実施
・調査票対象者(元請け、下請会社)を対象に開催し、調査法記入方法等を説明

○受注者及び下請会社において調査票に記入
・工事積算に使用する51職種の10月賃金が調査対象
・現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外
・少数標本職種は9月分の賃金も対象

○受注者、下請会社が電話・メール・面談にて調査票を審査
・調査票提出後に、順次審査を開始。(会場調査希望の場合は、業者ごと時間割を指定)
・調査票記載内容と賃金台帳、就業規則、振込明細等との照合・確認

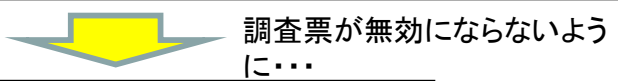
調査を行う上での注意！！

提出された調査票データは信頼性の確認を行い、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させていきます。
信頼性が確認できないデータについては棄却され無効標本となります。



以下の理由で調査票が無効となります！

- ①調査票への記入事項の根拠となる資料がない。
例) 作業日報(調査月分)、出勤簿等(調査月分)、銀行の振込領収書、等
- ②賃金台帳に賃金の受領を証明する押印(または本人のサイン)がない。
- ③就業規則に定める所定労働時間が法定の週40時間以内であることの確認ができない。



調査票記入時及び審査時でのお願い

- 就業規則や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届け出を行う。現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行ってください。
- 就業規則に定める所定労働時間が、週40時間以内としてください。
- 賃金台帳を正しく整備し、押印(または本人のサイン)記入してください。